

皇民修身鑑

尋常科
生徒用

卷之六

檢定申請本



K120.1

33

6

學海指針杜編

尋常科
生技用

皇民修身鑑

卷之六

版權所有

集英堂藏板

勅諭

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ
樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億
兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國
體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民
父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉
己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ
智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義
勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ
如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン
斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民
ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ
中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ
咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名

御璽

長英敬書

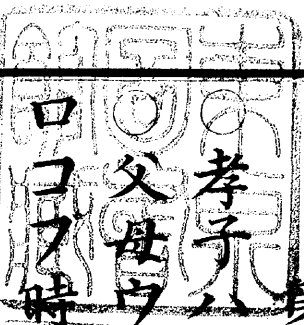
皇民修身鑑卷之六
 孝子ハ父母ノ心ヲモテ我心トス。
 父母ウレフル時ハ之ヲ憂ヘ。父母ヨ
 ロコフ時ハ之ヲ喜ブ。
 孝ハ百行ノモト、衆善ノハジメナリ。
 ○のり弓の日、公助、たくれをとりけるを、父の
 武則、腹をたて、弓にて打ちけり、公助は、われ

皇民修身鑑卷之六

第一



学海指針社 編



孝子ハ父母ノ心ヲモテ我心トス。
 父母ウレフル時ハ之ヲ憂ヘ。父母ヨ
 ロコフ時ハ之ヲ喜ブ。

○孝ハ百行ノモト、衆善ノハジメナリ。

○のり弓の日、公助、たくれをとりけるを、父の
 武則、腹をたて、弓にて打ちけり、公助は、われ



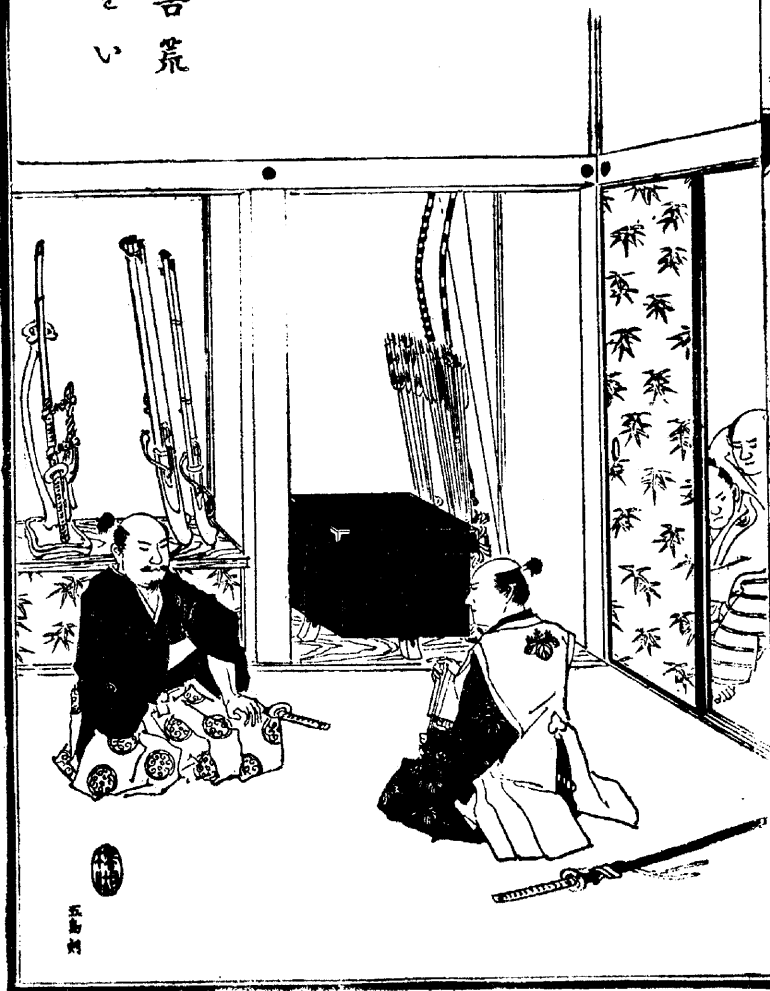
公助にけず
して父にむ
ちうたる

にげなば、年老いたる父、おひかけて、ころびやせんとて、おもふまゝに、打たれたりとす。

第二

- 朋友ハ、互ニ信ヲ厚クシ、善ヲス、メ、悪ヲイマシムベシ、是レ朋友ノ道ナリ。
- モシ過ヲ見ナガラ、イサメザルハ、信ナキナリ、朋友ノ道ニアラス。
- 我過ヲ見テ、イサムルハ、モツトモ、親切ナル人ト知ルベシ。

羽柴秀吉 荒
木村重をい
さむ



○荒木村重、織田信長にむきし時、羽柴秀吉
 其城にゆきていさめたり、村重のけらい、秀吉
 をうたんどいひりを、村重ごめて、わが難を
 すくはんとて來れるものを、ころすは不義なり
 として、あつくもてなしてかへりたり。

第三

○夫ハ、婦ヲアハレムベシ 婦ハ、夫ヲ
 ウヤマフベシ
 ○夫婦ノ和合ハ、家内繁昌ノ、源ナリ。

あち女
よく夫
につか
へ又よ
く子を
しつく



○婦ハ、シウトシウトメニ、ヨクツカヘ
小姑ニハ、心ヲツクシテ交ルベシ。

○あち子は、小出大助の婦なり、物事にやさしく、舅姑によく事へ、夫を助けたれば、大助は、いだいに出世したり、又よく子どもを一つけたり、あち子の如きは、女の手本こそすべき人なり。

第四

○世ノ中ニハ、身ニタヘ又ホドノ 苦シ
キ事モ、ツラキ事モアリ。

○コノ苦シキヲ耐へ、ツラキヲ忍ブヲ
 忍耐ト云フ。
 ○忍耐セザレバ、世ノ中ノ事、多ク八成
 就セズ。

○新井白石わかき時、まづかりかば、ある
 人、錢をまうくるわざを、習はんことをすめ
 たれども、いたがはず、河村瑞軒の藏書をか
 り、窮苦を忍びて、勉學すること數年なりか
 ば、終に一世の大儒となれり。

新井白石ま
 ず一きを
 のびてべん
 がくす



第五

○ 飲食ヲツ、シミ、清潔ヲツトムルモノ
 ハ、身ニ病ナシ。
 ○ 養生ノ道ハ、病ナキ時 慎ムニアリ。
 ○ イサ、カナル病ノ時、早クイヤサブレ
 バ、ツヒニ 大病トナルコトアリ。
 ○ 病イサ、カナルトキハ、イヤサンコト
 ヤスシ、既ニ大病トナリテハ、イヤサン
 コト、キハメテカタシ。



佐藤一齋
よく養
生す

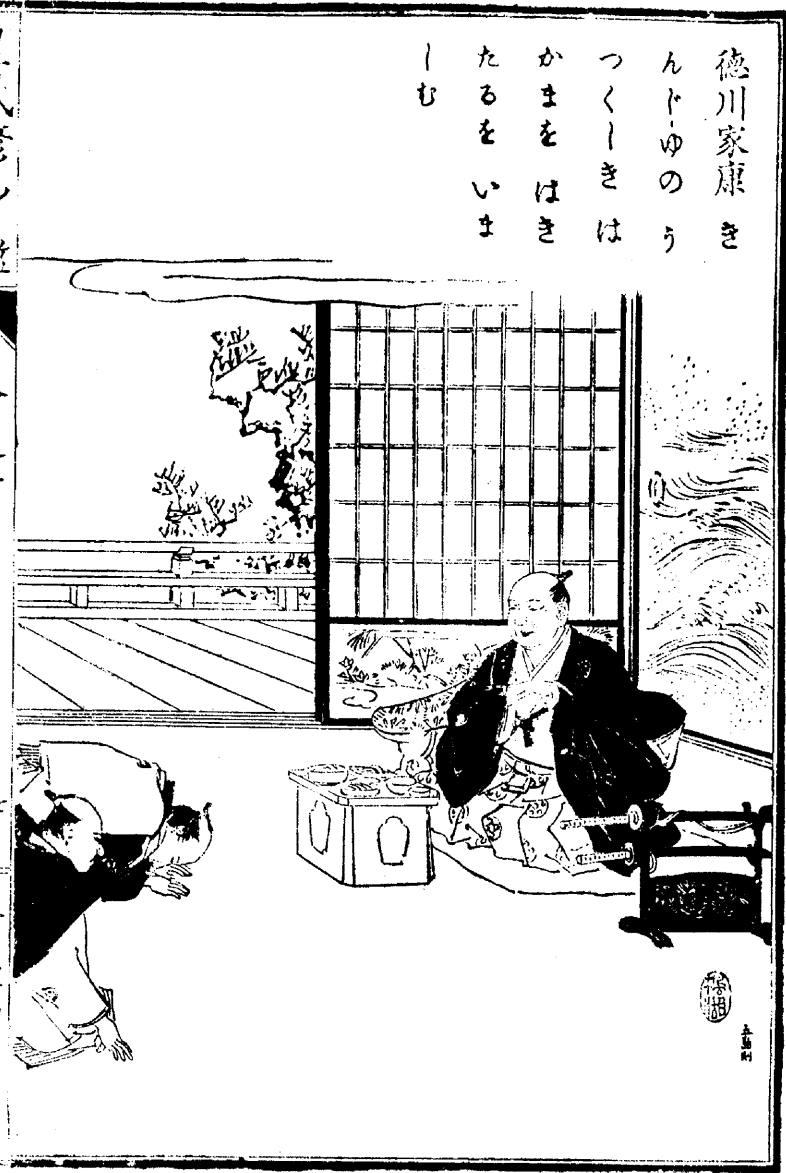
皇民修身録 卷之六 第六

○佐藤一齋は、常に飲食住居より、起ち居、振舞にいたるまで、養生に意を用ひたれば、八十八の長命をたもちて、世の大儒と呼ばれたり、養生はゆるかせにすべからず。

第六

○衣服ハ、カザリスクナク、イヤシカラザルモノヲ、エラブベシ。
○衣服ハ、ツトメテ、キヨクアカツカザルモノヲ用フベシ。

徳川家康
き
ん
ト
ゆ
の
う
つ
く
し
き
は
か
ま
を
は
き
た
る
を
い
ま
し
む



○衣服ヲカザリテ、人ニホコルハ、其心イヤシキモノナリ。

○徳川家康、近習どもの、美しき袴をつけたるをみて、其心得大にたがへりて、よりぎけたまひたりといふ、みぶんにすぎて、衣服はかざるべからず。

第七

○人ヲ利スルモノハ、天コレニ幸シ、人ヲ害スルモノハ、天コレニ禍ス。

○禍福ハ門ナシ、タゞ人之ヲ招ク。

○積善ノ家ニハ、必ズ餘慶アリ。

○蠟燭屋四郎兵衛、ある時、金百兩をひろひ、落したる人を、たづねてかへしければ、其人大によろこびてあつくれいせんといはれども、うけざりけり、よりて其人、金壹兩を家になげこみてさりければ、四郎兵衛これを貧民に施したり、後四郎兵衛僅のあひだにて、さび刀一ふりを買ひに、希代の名刀になんあ

蠟燭屋四郎
兵衛 遺金
を返す



りーごなり。

第八

- 利禄ヲ得ント欲スルモノハ、先ヅ其功ヲ立ツベシ。
- 其功ナクシテ、其利ヲ受ケントスル者ハ、恥ヲ知ラザルモノナリ。
- 君子ハ、不義ノトミヲ求メズ。
- 利ヲ見テ、其義ヲ虧カズ。
- 斑鳩平治、上杉に仕へて、二千石を領せり、後

斑鳩平治て
がらにより
てろくを
うけんをす



加藤清正に仕へんごせし時、禄幾何を得んとす
るぞと問ひに、其日を送らるれば足れり、上
杉氏に立てたる功をうらんごするは、我恥づ
る所なり、今より一番槍の手柄ある毎に、五
百石をたまはるべしと答へたり、後七度の功
を立て三千五百石にのぼれり、誠によみす
べき人なり。

第九

○人二讓ルハ、禮ノ道ナリ。

○人ト道ヲ行ク時、歩ヲ譲リテ、其アト
 二隨フハ禮ナリ。
 ○人ト逢フトキ、道ヲユヅリテ、カタヘ
 ニヨルモ禮ナリ。
 ○物ヲワクル時、多キヲ譲リテ、少キヲ
 取ルモ禮ナリ。
 ○人ニ推シ讓ル心ナキハ、人ニアラス。
 ○都良香、大内記となりし時、其職を大藏善
 行にゆづらんとして、善行の文章、當時ならび

都良香 一よ
 くを 大藏善
 行に ゆづる



なきよーを、朝廷へ奏せられたり、良香其ころ、
 詩文の大家ごして、天下のゆるす所なりーを、な
 ほ善行の美に及ばざるごとく、申されーは、謙
 讓の人といふべー。

第十

○人ノ恩ヲウケナバ、長クワスルベカラ
 ズ、必ズムクユベシ。
 ○恩ヲホドコシテハ、ワスルベシ、我恩
 ヲ、オモフベカラズ。

公任人
 を救ひ
 て亦人
 に救は
 る



秀湖

○恩ヲウケテ、ムクユルコトヲ知ラザル者ハ、禽獸ニモ、オトル者ナリ。

○公任、みちにて、無實の罪人にあひ、其罪なきをいひこきて、これをゆるしやれり、後ある人、公任をうらみて、これを殺さんとしたり。時、此者公任をすくひて、むかしの恩にむくひたりとなり。

第十一

○人タル者ハ、忠孝ノ道ヲ守リ、一身ノ

行ヲ、ヲサムベキコト 勿論ナレドモ、亦進ミテハ、公衆ノ爲ニ、其便益ヲ増サシコトヲ思フベシ。

○國家ノ爲ニ、財ヲステカヲ盡スハ、公益ナリ。倉ヲ開キテ 窮民ヲ救フモ、公益ナリ。荒地ヲ開キテ 水利ヲ起スモ、公益ナリ。

○關根矢作は、公益を、はかりし人なり、道路をふしんし、荒地を開き、學校の資金をたく

關根矢作

開墾を

はかる



はふる法ほふをたて、又多またく山林さんりんをいたつるなど、
 其いさを多おほかりければ、官くわんより藍綬褒賞いんじゆほうじやうをた
 まはりたり。

第十二

○人ひとノ勇氣いっきニハ、其源そのもとアリ。源ナキ一旦いつたん
 ノ勇氣ハ、撓なげミ易やすクシテ、衰おとろフル時ときアリ。
 ○其源トハナニゾヤ、忠ト孝トノニツナ
 リ。人々忠義ノ心深ケレバ、必ズ國ヲ守
 ルノ誠アツシ、孝行ノ念コマヤカナレバ、

平重盛父
のふちの
うをいさ
む



必ず父母ノ名ヲケガサズ。

○平重盛は、忠孝にあつき人なり、父の清盛
たむらひのしげもち
ちゆうかう
きよもり
 法皇をうらみ奉ることありて、たかき奉らんと
はよわう
たままつ
 したりしを、重盛かたく諫めあらさひ、其大
おも
い
 悪をとどめたまへり。

第十三

○ワガ國ヲ、治メタマフハ、萬世一系ノ
ばんせい
いつけい
 天皇ニマシノ、テ、其御位ハ、天地ト
そのみゐ
 共ニカギリナシ。



名和長年
後醍醐天皇
を奉じて
義兵を興ぐ

○凡ソ國民タルモノハ、我 皇室ヲ尊ビ、
我國ヲ愛センコト、片時モワスルベカ
ラス。

○後醍醐天皇 隱岐の國より、逃れさせ給ひけれ
ば、長年これを船上山に迎へ奉り、近國の義
兵をあつめ、賊徒をやぶりて、終に再び 天
皇の御代とぞなす奉りける。

第十四

○我國ノ男子タルモノハ、兵役ヲ務ムベ

シ。

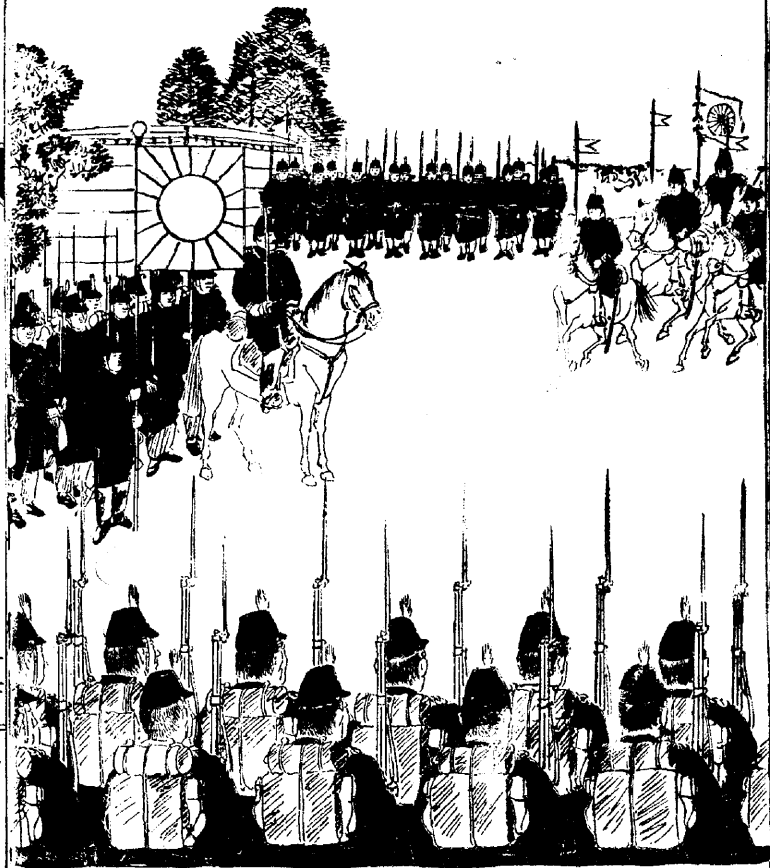
○人此選ニ入ラバ、忠義ヲ專トシ、勇武ノ氣象ヲハケマシテ、國威ヲ、萬國ニ輝サンコトヲオモフベシ。

○我國ノ民タルモノハ、租税ヲ納ムベシ。

○政府ハ、コノ税ヲ以テ、一國ノ安寧ヲハカリ、人民ノ幸福ヲス、ムルナリ。

○人ノ今日、安樂ナルハ、全ク政府ノ保護ニヨルコトナレバ、納税ノ務ハ、ユメ

觀兵式之圖



五島利

ユメ怠ルベカラズ。

○兵士は、國のまもりなる故に、男子たるもの、
 兵役にいづるは、其人のほまれといふべし、か
 こくも、天皇は、大元帥にわたらせたまひて、
 天長節のほか、國の大典を行はせらるゝときは、
 陛下いたしく臨ませられて、觀兵式を行はせ
 給ふなり。

皇民修身鑑卷之六終

明治二十五年十月五日印刷
 明治二十五年十月八日出版
 版權所有

定價金六錢



著者

學海指針社

發行兼印刷者

東京府平民
小林八郎

發賣所

東京市日本橋區通旅籠町十一番地
集英堂本店

賣捌所

東京市日本橋區通旅籠町十一番地
集英堂支店

賣捌所

栃木縣宇都宮大工町
各府縣下書肆

